

第九十八回国 参議院 内閣委員会 會議録 第二二号

昭和五十八年二月十六日(水曜日)

午前十時二十六分開会

委員の異動

二月十四日

小平 芳平君

補欠選任

中尾 辰義君

中尾 辰義君

二月十五日

中尾 辰義君

補欠選任

小尾 芳平君

小尾 芳平君

出席者は左のとおり。

委員長

坂野 重信君

理事

坂野 重信君

板垣 正君

大島 友治君

山崎 昇君

三治 重信君

委員

岡田 広君

竹内 潔君

林 寛子君

林 道君

堀江 正夫君

山内 一郎君

勝又 武一君

小平 芳平君

安武 洋子君

秦 豊君

事務局側

常任委員会専門員

林 利雄君

○連合審査会に関する件

本日の会議に付した案件

○委員長(坂野重信君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。連合審査会に関する件についてお諮りいたします。高齡化社会への対応策に関する件について、社会労働委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(農業生物資源研究所) 第十八条の二 農業生物資源研究所は、次に掲げる事項を行う機関とする。一 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的調査研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習

附則 この法律は、昭和五十八年十二月一日から施行する。二月四日本委員会に左の案件が付託された。一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一号)

一七三号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一七四号)

一、元日赤救援看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第一七九号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一号)

第一号 昭和五十七年十二月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神稻三、六八七 北沢伸弘 外百三十九名

紹介議員 村沢 牧君

政府は九月二十四日、今年度人事院勧告に基づく給与改定を見送る決定をしたが、人事院勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、政府及び国会にその完全実施を求めており、制度発足を果たし、昭和四十五年からは完全実施となり、政府みずから慣熟した制度と公言してきた。このことはILOなどの国際機関でも既に認めているところである。にもかかわらず、政府は、軍事大國化を目指して防衛費を聖域化する反面、臨時、異例の措置とした昨年の勧告大幅値切りに引き続き、今年度勧告の全面凍結を決定した。このことは、これまで培われてきた官公部門における労使関係を根底から覆すばかりか、恩給、年金、共済、厚生、国民、児童福祉手当、最低賃金制など、高齢者・障害者を含めた数千万人の生活に影響を与えることになる。また、我が国の資金決定構造から、来春閣における民間資金抑込みの役割を果たすことは明らかであり、その結果は当然、消費不況を一層深刻なものにし、中小零細工業者の生活を脅かし、財界や高所得者を除くすべての国民生活を危機に陥れることになる。ついでには、このようににはかり知れない国民的危機を引き起こす人事院勧告の凍結は、撤回すると同時に、国会に向けた人事院勧告の趣旨に即し、これを完全実施するための立法措置(議員立法)をとらねばならない。

第一九号 昭和五十八年一月六日受理
南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属処遇改善に関する請願
請願者 京都府福知山市市寺一、二二一 阪本佐市

紹介議員 植木 光教君

我々は、国鉄の雇員の身分をもつたまま、軍属を中心とした特殊技術部隊を編制して南方に派遣され、泰緬鉄道の建設等に従事させられたが、同じ職務に従事しながら、旧軍人としての身分をもつていて恩給法による加算年が認められていない。これらの期間について恩給法による加算年が認められていないが、我々雇員については認められていない。国鉄は、法の下の平等に反する取扱である。国鉄は、昭和四十二年三月十日付の部内通達をもつて所定の措置をとつたとしているが、これは、当時国鉄労働組合が国鉄当局に度々折衝してようやく講ぜられた措置で、その内容においても退職時における一号又は二号俸(五百円から千円)のわずかなものであり、満足できる金額ではない。よつて、次の事項について早急に実現を図らねばならない。
一、国鉄派遣軍属の南方派遣期間について、旧判任官と同様の加算年に相当する処遇が得られるよう関係法律を整備すること。
二、関係法律の整備が著しく困難な場合は、職給第一二九号(昭和四十二年三月十日付国鉄部内通達)を増額(昭和二十年一月一日付任官者を含む)するなど、特設鉄道隊期間に對してなんらかの救済措置をとること。

理由

我々は、昭和十六年十月東京の鉄道教習所に二箇年入所するという名目で、千葉の鉄道連隊に集結し、準戦部隊のようにして外地に派遣された。そして、現在の北ベトナムのハイフォンに上陸、シンガポール作戦に参画、タイ、マライと転戦し、シンガポール陥落後は、マライ鉄道の復興にあたり軍政監部の指揮下に入り鉄道輸送業務に従事した。更に昭和十八年から泰緬鉄道建設作戦に従事し、昭和二十年八月当地において終戦を迎えた。それから約一年の終戦業務の後、昭和二十一年十一月ほとんどの者が内地に帰還したが、一部の者は労務関係の業務を担当し連合軍に名簿が提出してあつたため戦犯容疑者として逮捕され、シンガポールのチャングー刑務所に送られ約七箇月の獄生活を強いられ、昭和二十二年六月に内地に帰還した。二年契約であつたものが足かけ七年という長い戦地生活になつたわけである。また、年齢の若いほとんどの者が軍籍関係にあり、支那事変に従軍、我が家に帰つたかと思つと、また、軍属部隊に入り、長い戦地生活を強いられるはめになつた。軍属も軍人恩給がもらえるから軍籍と軍属期間を通算して申告するようにとのことであつたが、当時、戦争に負けて何の軍人恩給だという気持が先に立ち、国鉄共済年金があるからということでは命令的に軍属部隊に編制されたときは、外地戦時加算がつくとのことであつたが、国鉄共済年金法により任官者は外地戦時加算(恩給法)があるが、雇員以下には加算の恩給がない。当時、我々は戦地において軍務遂行に青春をささげたが、戦地の苦しみもわからず鉄道生活を終えた同僚より退職後の処遇が悪いことはあまりにも惨めである。また、派遣者と内地勤務者等を比較した場合、内地に勤務している者は職制改正により経歴の短い者が早く任官し、更に昭和二十年に軍隊等から復員した者は、復員と同時に任官しているが、我々は復員して二年以上も過ぎて、試験を受けて任官したため、内地勤務者より三年ないし四年以上も遅れているという格差がある。そのため、昭和三十一年七月の共済組合法改正においても相当不利な条件になり、共済年金も低く、承服することとはできない。我々は鉄道連隊の軍人とほとんど同じ行動をもつて作戦に参加している経緯から旧軍人・旧判任官と同様に加算年に相当する措置をとるよう強く希望するとともに、その実現が著しく困難な場合には、これに代わるなんらかの救済措置をとるよう望むものである。

第三五号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町三ノ一ノ三
ノ三〇一 川崎園子 外一万五千
百五十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三六号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都足立区谷中一ノ二九ノ四
佐々木健一 外一万五千五百五十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三七号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町三ノ一ノ三
ノ三〇一 川崎健 外一万五千
五十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三八号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 横浜市港南区日野町八五六ノ三
亀丸広司 外一万五千五百五十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都小平市学園西町二ノ一三
ノ二九ノ五〇三 古寺昌三 外一
万五千五百五十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四〇号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市善行二ノ二ノ一
一 二 穂坂和雄 外一万五千五百
十名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 千葉県流山市江戸川台西三ノ四
長谷川治子 外一万五千五百五十名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四二号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 横浜市金沢区泥亀一ノ二二ノ五
ノ五〇五 加藤茂樹 外一万五千
五百五十名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 千葉県流山市江戸川台西三ノ四
長谷川康子 外一万五千五百五十名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 横浜市西区東ヶ丘六六東ヶ丘住
宅一ノ一〇三 松野高尚 外一万
五千五百五十名

紹介議員 官本 顕治君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第四五号 昭和五十八年一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 千葉県松戸市金ヶ作四〇八ノ四
一 小川きみえ 外一万五千百
五十名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四六号 昭和五十八年一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 千葉県野田市船形二、一六二 齊
藤安男 外一万五千五百五十名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四七号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為を全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町湯郷三〇七
ノ二 山下妙子 外六千七百三十
二名

紹介議員 市川 正一君
公務員労働者は、昭和二十三年アメリカ占領軍の
超憲法的措置によつてスト権と団体協約締結権を
はく奪され、その代償措置としての人事院勧告制
度のもとで、低賃金を押し付けられてきた。そし
て、この人事院勧告も公務員労働者の長い不屈の
闘いによつて昭和四十五年ようやく完全実施さ
れ、以来、この慣行が守られてきた。しかし、政府
は、財政危機や第二次臨時行政調査会の答申を口
実に、昭和五十六年度の人事院勧告を三パーセ
ントも値切つて実施するという暴挙を行い、あま
つさえ、人事院勧告の完全実施を要求して行つた
公務員労働者の統一ストライキに対して、過酷な
懲戒処分をもつて報復してきた。人事院勧告は労
働基本権の代償措置として、完全かつ迅速に実施
すべきものであることは、ILOの諸見解や最高
裁大法廷判決によつて明らかにされており、この
人事院勧告さえ完全実施しないことは、政府がみ
ずから現行制度を無視し、代償措置を否認するこ

とを意味する。ついで、公務員労働者にも憲法
の保障する労働基本権を全面的に保障し、労使対
等の原則に立つた労使関係を確立しよう、次の
事項の実現を図らねばならない。
一、国家公務員法の争議行為を全面一律禁止規定
を削除し、争議行為に対する刑事及び民事責
任を科さないこと。国民の生存権とのかかわ
り、争議行為に一定の制約を課する必要が
ある場合には、労働関係調整法に準じて新た
に規定すること。
二、団体協約締結権を含む団体交渉権を保障し、
すべての労働条件は労使対等原則に基づき、
団体交渉で決定すること。
三、すべての公務員労働者に団結権を保障し、
団結自治に反する登録制度を廃止し、不当労
働行為禁止とその救済措置を講ずること。
四、公務員労働者の政治的行為の制限を緩和し、
市民的及び政治的自由を保障するとともに政
治活動に対して刑事罰を科さないこと。

第四八号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為を全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町安蘇七九二
小守三三男 外六千七百三十二名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四九号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為を全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町安蘇七九二
小守晶子 外六千七百三十二名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五〇号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為を全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町豊原二九一ノ
二 野亀弘 外六千七百三十二名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五一号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為を全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝田町植月北五一
二 酒本千代子 外六千七百三十
二名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五二号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為を全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝田町馬形一四八
新免紀子 外六千七百三十二名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五三号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為を全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町巨勢二、〇〇
〇ノ一 和田真佐子 外六千七百
三十二名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五四号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為を全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町豊原二九一ノ
二 野亀弘 外六千七百三十二名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五五号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町湯郷一九六
ノ八 堀田誠 外六千七百三十二
名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五六号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 北海道浦河郡浦河町大通一ノ二
五 高崎久子 外六千七百四十一
名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五七号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県和気郡吉永町神根本五八
七 池原信子 外六千七百三十二
名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五八号 昭和五十八年一月八日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝央町岡五三八ノ
一二 小林美知雄 外六千七百三
十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六三号 昭和五十八年一月十日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指
定に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬二ノ二八ノ
三九ノ四〇四 南島忠一
紹介議員 板垣 正君

旧満州棉花協会、旧華北棉産改進黨(旧棉花増産
実行委員会を含む)及び旧華中棉産改進黨を恩給
法の外国特殊機関に指定されたい。

理由

(一)旧満州棉花協会、旧華北棉産改進黨及び旧華中
棉産改進黨(以下本会という)は、戦時下にあつ
て、満州、華北及び華中(以下中国という)におけ
る棉花の改良増産を指導し、棉花農民の福利の増
進と中国農村の復興を図るとともに、我が国の綿
花資源を確保するため、日中政府が協議し、行政
機構が整備されるまでの暫定措置(満州棉花協会
は昭和十二年十二月満州国へ移管)として、中国
の棉花栽培奨励のための政府代行機関として、特
異な性格をもつて設立されたものである。したが
つて、本会の役員は、中国政府の要人を主とし、日
本側を従として構成され、また、事業経費も主と
して中国政府和日本棉花栽培協会がほぼ折半出資
し運営された。一方、上級職員については、本会が
中国政府の代行機関という特殊性にもかかわら
ず、農林省及び大学等より推薦を受け、実質上招
へい又は出向の形式がとられたのである。更に、
すべての職員の給与、現地召集の際の処遇も興亞
院のそれに準拠していた。(二)本会は、棉花農民に
対する技術指導、採種圃経営による優良種子の生
産と配布、生産棉花の販売斡旋、農業用必需物資
の斡旋、棉花に関する調査研究、及び棉花指導技
術員の養成など全く営利を含まない事業を行う純
粋な公益団体として、棉花農民の福利の増進を図
つてきた。(三)我々の多くは、戦時下にあつて、終始
一貫し日中国民の親善友好に基づく農業開発の平
和部隊として、治安不十分な農村の第一線で身の
危険を顧みるとまもなく、棉花指導の任務を遂
行したため、犠牲者も少なくは出ている。特に、
我々が強調したいことは、新技術の導入及び従来
からある品質不良の在来棉にとって代わつて、品
質優良の米綿種子を増殖普及し、中国の棉花改善

に画期的な役割を果たしたことである。そのため、
本会に対する棉花農民の信頼は厚く、また、当時
の非治安地区でさえその事実を認めていた。それ
とともに、棉花のほとんどを中国に依存していた
我が国に対し、棉花の確保に大きな貢献をしたこ
とはいうまでもない。また、今日なお、中国の高
官も戦時中における我々の棉花指導に果たした実
績を高く評価しており、今日の中国棉花の大部分
は、当時の改善指導にかかわる優良種子の普及に
よるものであるといえる。(四)我々は、戦後公職
復帰にあつて、なんの保障もされなればかりか、
在外勤務によるハンデを受けながら、再出発し
て既に三十余年経ており、その間に、かなりの者
が死亡し、生存者も六十歳以上の高齢に達してい
る。今や、国民皆年金時代を迎えているが、我々の
在外中の勤務年数について戦時加算の優遇措置が
とられなればかりか、恩給年数にも加算されない
ため、在外勤務年数の長い者ほど不利益を大きく
被つており、なかには、恩給年数にも達しない者
もいるという現状である。(資料添付)

第六四号 昭和五十八年一月十日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する
請願

請願者 東京都台東区谷中三ノ二〇ノ一
四 吉田チヨノ 外七十七名

紹介議員 板垣 正君

我々は、事変及び戦争中、国直属の従軍看護婦と
して、陸海軍病院に勤務中、緊急転属命令を受け
て外地に派遣され、各地域の陸海軍病院に配属さ
れた。日本の従軍看護婦として、日赤陸海軍の別
なく医療に従事し終戦となつた。昭和五十四年度
に元日赤従軍看護婦への慰労給付金支給と同様の
処遇をと訴えた結果、昭和五十五年には実態調
査が実施され、昭和五十六年度から念願の慰労給
付金支給の措置が実現した。しかし、現在の生活
状況を振り返ると、終戦後、不本意ながら外地で
長期抑留生活を余儀なくされ、婚期を逸し、一人
でやつと明け暮れている多数の者、また、身体を

悪くし、就職も思うに任せずにいる者など、高齢
化と、社会構造環境が大きく変化しているなか
にあつて、老後への不安が一層大きく、なお多くの
切実な問題が残されている。ついでに、第一線で
働いた従軍看護婦を、恩給法に準じた対象とし、
次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、在職年十二年未満(加算年を含む)の者が多
くいるので、これらの者に対しても善処する
こと。
- 二、外地在職期間を各種公的年金に通算する措
置を講ずること。
- 三、年々物価の上昇が激しいなかで、慰労金の
目減りを防ぎ、実質価値を維持するための改
善措置を講ずること。

第六六号 昭和五十八年一月十日受理
南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属処遇改
善に関する請願

請願者 宮崎県都市上東町二ノ三ノ一
二 池辺亨

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七四号 昭和五十八年一月十二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県群馬郡群馬町金古一、四五
一ノ六 山田弘之 外四千九百九
四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八七号 昭和五十八年一月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区若葉二ノ七 岸部
良男 外千九百九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八八号 昭和五十八年一月十四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区中馬込三ノ一二ノ一ノ二〇一 南富士江 外三千八百五十名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三九号 昭和五十八年一月十七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田一ノ九ノ二三ノ一、四二七 後藤文字 外七十七名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四三号 昭和五十八年一月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都杉並区井草二ノ七ノ一五 大塚夏雄 外六十五名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四四号 昭和五十八年一月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区三ツ境一一ノ一〇 上原吉秋 外六十五名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四五号 昭和五十八年一月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都福生市牛浜九一 中村稔 外五十五名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四六号 昭和五十八年一月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 札幌市東区北五十一条東四丁目

山本勇喜 外千四名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五〇号 昭和五十八年一月二十一日受理
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 東京都文京区根津一ノ二四ノ一 四 鈴木シズ 外五十一名

紹介議員 目黒今朝次郎君
かつての事変地又は戦地等に勤務した元日赤救護看護婦に対し、恩給法に準じて次の措置をとらるべき。

一、年々物価上昇の激しいなか、慰労給付金の増額を考慮すること。
二、三年以上戦地に勤務していながら十二年未満(加算年数を含む)の者は全く除外されている。これらの者にも善処すること。
三、現在、台湾、朝鮮に勤務した期間が除外されているので、これらを準戦地扱いにすること。
理由

我々は、戦争中救護看護婦として召集を受け、軍の命令によつて陸・海軍病院等に配属され戦時衛生勤務に服し戦傷病者の救護に従事中敗戦となり、外地に長期抑留の身となつた。そして、帰国後も就職は思うにまかせず老後の不安から、昭和五十年より請願したところ、昭和五十四年度より慰労給付金として支給されるようになった。しかし、国会では兵に準ずるものという処遇であつたが、まだ多くの問題を残している。

第一五四号 昭和五十八年一月二十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 川崎市宮前区平九六ノ三ノ四〇 二 阿部六郎 外七十名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五五号 昭和五十八年一月二十四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 神奈川県小田原市中町一ノ二ノ一〇 長谷川隆一 外二百三十九名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五七号 昭和五十八年一月二十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県久居市二ノ町一、八六二ノ五 中川和則 外二百二十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四号 昭和五十八年一月二十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都杉並区宮前五ノ一四ノ二 二 桃山ハイツ 安部真理 外五十八名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六六号 昭和五十八年一月二十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県桑名市東桑部四六四 小川久義 外三百二十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七二号 昭和五十八年一月二十六日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 奈良県生駒市松美台四五ノ五九 小林真智子 外二百三十七名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七三号 昭和五十八年一月二十六日受理
ウタリに対する施策の拡充に関する請願

請願者 東京都板橋区蓮根三ノ二ノ二七

関東ウタリ会内 小川和子 外八十名

紹介議員 田 英夫君
今日、アイヌ民族の多くの人々は、その故郷北海道を離れ、全国に散つて居る。七年前の調査によると首都圏のみで四百世帯七百人が確認されており、未確認を含めると相当数に上るものと思われる。そして、確認された多くが生活困窮者である。しかるに国のウタリ対策は、北海道居住者に限られている。ついでには、国のアイヌに対する施策の拡充のため、次の事項の実現を図らねばならない。

一、現在北海道で実施されているアイヌウタリ対策を北海道外の居住者にも、適用すること。
二、アイヌの集いの場として、また、民族の伝統文化を継承してゆくため、更に広く一般にアイヌを正しく理解させるため、研修室と民族資料室を併せたアイヌ文化会館を首都圏に建設すること。

第一七四号 昭和五十八年一月二十六日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪市城東区森之宮二ノ六ノ一 八ノ一〇三 永井智恵子 外二百六十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七九号 昭和五十八年一月二十六日受理
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 愛媛県松山市道後姫塚二一ノ一 二 梅谷定子 外二百四名

紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第一八九号 昭和五十八年一月二十七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大分県宇佐郡安心院町松本 大沢定則 外二千九百十七名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九〇号 昭和五十八年一月二十七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県津市山中岩田二、三三二
川合仁志子 外二百三十四名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九一号 昭和五十八年一月二十七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 川崎市中原区上丸子天神町七三
山口和男 外九十名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律等の一部を改
正する法律案

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正
する法律案

正する法律
恩給法の一部を改正する法律等の一部を改
正する法律

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第五十五号)の一部を次のように改
正する。

附則別表第六の二の金額の欄中「五、七三九、
二〇〇円」を「五、八一三、二〇〇円」に、「五、
二〇八、三〇〇円」を「五、二四〇、九〇〇円」
に、「四、一六一、四〇〇円」を「四、三五一、
四〇〇円」に、「三、六四三、二〇〇円」を「三、
七八七、五〇〇円」に、「三、三五二、〇〇〇円」
を「三、四九七、九〇〇円」に、「二、七五四、
一〇〇円」を「二、八三二、一〇〇円」に、「二、

二八〇、六〇〇円」を「二、三八七、八〇〇円」
に、「一、八一六、九〇〇円」を「一、八六〇、
六〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を「一、
五九九、八〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」
を「一、四三七、九〇〇円」に、「一、一五七、
五〇〇円」を「一、一九四、〇〇〇円」に、「一、
〇九一、四〇〇円」を「一、一一一、一〇〇円」
に、「一、〇五九、二〇〇円」を「一、〇九一、
四〇〇円」に、「九七二、六〇〇円」を「九九五、
八〇〇円」に改める。

附則別表第八の金額の欄中「二、四一五、六〇
〇円」を「二、五〇四、二〇〇円」に、「一、九
二三、〇〇〇円」を「一、九五九、七〇〇円」に、
「一、七七一、〇〇〇円」を「一、八一六、九〇
〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を「一、五
九九、八〇〇円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五
十一年法律第五十一号)の一部を次のように改
正する。

附則第十五条第五項を同条第七項とし、同条
第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を
同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を
加える。

4 傷病者遺族特別年金を受ける者については、
その年額に四万八千円を加えるものとする。

5 第三項の規定により傷病者遺族特別年金を給
しないこととされる者の扶助料(附則第十四条
第一項又は第二項の規定による年額を加算をさ
れている扶助料を除く。)の年額が、その者が当
該扶助料を受けることができなかつたならば
給されることとなる前項の規定による年額に加
算をされた傷病者遺族特別年金の年額に満たな
いときは、前三項の規定にかかわらず、その者
に、当該加算をされた傷病者遺族特別年金の年
額と当該扶助料の年額との差額に相当する額を
年額とする傷病者遺族特別年金を給するものと
する。

附則第十五条に次の一項を加える。

8 第四項の規定により新たに傷病者遺族特別年
金の年額に加算されることとなる者の当該加算
及び新たに第五項に規定する傷病者遺族特別年
金を給されることとなる者の当該傷病者遺族特
別年金の給与は、昭和五十八年十月から始める
ものとする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律中第二条並びに附則第三条及び
第四条の規定は昭和五十八年十月一日から、第
一条及び次条の規定は同年十二月一日から施行
する。

(長期在職の旧軍人等の恩給年額の改定)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第五十五号)以下「法律第五十五
号」という。附則第十三条第三項に規定する普
通恩給又は扶助料については、昭和五十八年十
二月分以降、その年額を、法律第五十五号附
則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する
改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の
下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年
額とみなし、改正後の法律第五十五号附則そ
の他恩給に関する法令の規定によつて算出して
得た年額(その額に、五十円未満の端数がある
ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の
端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に
改定する。

2 法律第五十五号附則第十三条第四項に規定
する普通恩給又は扶助料のうち、七十歳以上の
者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子
に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五
十八年十二月分以降、その年額を、法律第五
十五号附則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ
対応する改正後の法律第五十五号附則別表第
八の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸
給年額とみなし、改正後の法律第五十五号附
則その他恩給に関する法令の規定によつて算出
して得た年額(その額に、五十円未満の端数がある
ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満

満の端数があるときはこれを百円に切り上げ
る。)に改定する。
(傷病者遺族特別年金の改定)
第三条 傷病者遺族特別年金については、昭和五
十八年十月分以降、その年額を、改正後の恩給
法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律
第五十一号)附則第十五条の規定によつて算出
して得た年額に改定する。

(職権改定)
第四条 前二条の規定による恩給年額の改定は、
裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一九
七号)(第一九八号)

一、従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に
関する請願(第二〇二号)

一、国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定
削除等に関する請願(第二〇三号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二〇
四号)(第二〇五号)

一、国民のための行政改革に関する請願(第二一
一号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二一
九号)

一、国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定
削除等に関する請願(第二二〇号)

一、国民のための行政改革に関する請願(第二二
一号)

一、軍人恩給改定に関する請願(第二二五号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二三
六号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九
号)(第二四〇号)

一、国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定
削除等に関する請願(第二四二号)(第二四三
号)(第二四四号)(第二四五号)

一、国民のための行政改革に関する請願(第二四
六号)(第二四七号)(第二四八号)(第二四九

十、公務員の範囲見直しによる現業切捨ては断じて行わないこと。

十一、軍備拡張予算、防衛費GNP比一パーセント突破はしないこと。

第二一九号 昭和五十八年一月二十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県大町市大町三、三六四 太田祐司 外三百四十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二〇号 昭和五十八年一月二十八日受理
国家公務員法の争議行為為全面一律禁止規定削除等に関する請願

請願者 山梨県甲府市大里町三、〇四九ノ二六 土橋真子 外九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二二一号 昭和五十八年一月二十八日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀県多久市北多久町立山二条 永瀬次男 外二百六十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

第二三五号 昭和五十八年一月二十九日受理
軍人恩給改定に関する請願(四通)

請願者 名古屋市中千種区春岡通二ノ二〇 村瀬鉦太郎 外百十九名

紹介議員 井上 計君

一、中支那方面の軍人恩給戦時加算につき、昭和十六年五月一日より終戦までの、おむね東経百十六度の省、県以西地区を戦務甲に改定すること。

二、恩給受給年限に満たない者で、一箇月以上の軍歴を有する旧軍人軍属には、戦時加算を加えた軍歴年数を国民年金あるいは厚生年金

受給対象年限に合算すること。
理由

(一)満洲、朝鮮、台湾が、いずれも時期と場所等によつて軍人恩給加算率が四ランクより三ランクに区分されているので、広漠たる中支那大陸も当然軍人恩給加算地域を区分すべきであり、戦務甲たる香港、九竜半島の昭和十六年十二月、昭和十七年七月までと朝鮮の北緯三十八度以北の昭和二十年七月、同年九月までの戦死負傷者数を基準とし、中支那第一線地区の戦死負傷者数を比較対照して軍人恩給率を制定すべきである。肝心の激戦のバロメーターを無視して、後方勤務部隊を基準に戦時加算を格下げしたことは、明らかに見落しであるから、中支第一戦地区につき、本来ならば、さかのぼつて戦務甲に改定すべきである。
(二)一枚の勲章令状で、応召しながら、軍人恩給に満たない者は、処遇上、恩給受給者と大きな隔たりがある。公務員は、その在職年に軍歴年限(実役に戦時加算をプラスした年限)を合算した年限が四十年に達するまでを対象に年金を受給している。一方、民間には、公務員よりはるかに低額ではあるが、国民年金あるいは厚生年金を三十五年までを対象に受給の制度がある。よつて、軍人恩給の不合理加算率を見直した後、恩給未到達者に対しては、中支関係に限らず、全員に対し、官民五箇年間の受給対象年限の格差は別として、公務員と同じ方式で軍歴年限を国民年金あるいは厚生年金に組み入れて官民格差を縮小すべきである。

第二三六号 昭和五十八年一月二十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県上田市御所四一三 原義和 外三百二十名

紹介議員 横山 篤君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三七号 昭和五十八年一月二十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市武庫元町三ノ一六

ノ二 石井喜久男 外九百十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三八号 昭和五十八年一月二十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 名古屋南区東又兵衛町五ノ六 榊原敏照 外三百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三九号 昭和五十八年一月二十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡嬉野町内野 染川征夫 外九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四〇号 昭和五十八年一月二十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県前橋市朝倉町四ノ一三ノ八 原田俊夫 外四百四十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四一号 昭和五十八年一月二十九日受理
国家公務員法の争議行為為全面一律禁止規定削除等に関する請願

請願者 長野県諏訪市四賀神戸三、二三五 牛山義臣 外二百五十名

紹介議員 横山 篤君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二四二号 昭和五十八年一月二十九日受理
国家公務員法の争議行為為全面一律禁止規定削除等に関する請願

請願者 長野県北佐久郡望月町布施五〇 八 土屋勝太郎 外三百十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二四三号 昭和五十八年一月二十九日受理
国家公務員法の争議行為為全面一律禁止規定削除等に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町佐野 宮崎キク 外二百八十六名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二四四号 昭和五十八年一月二十九日受理
国家公務員法の争議行為為全面一律禁止規定削除等に関する請願

請願者 群馬県沼田市尾形原町二、六四四 木暮文雄 外百五名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二四五号 昭和五十八年一月二十九日受理
国家公務員法の争議行為為全面一律禁止規定削除等に関する請願

請願者 神戸市垂水区伊川谷町有瀬一三 一ノ一ノ六一七 田村一夫 外百六十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二四六号 昭和五十八年一月二十九日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀県多久市北多久町浦山 野田誠義 外百八十八名

紹介議員 横山 篤君

この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

第二四七号 昭和五十八年一月二十九日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀県唐津市町田四ノ六ノ四九 川瀬道子 外百八十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二四八号 昭和五十八年一月二十九日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市上土井町 立石 琢磨 外百六十九名

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二四九号 昭和五十八年一月二十九日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県唐津市町田三ノ一〇ノ三
〇 阿部茂喜 外百七十九名

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二五〇号 昭和五十八年一月二十九日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県多久市南多久町牟田辺 北島一明 外百三十九名

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二六三号 昭和五十八年一月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 愛知県江南市赤童子町福住三二 上兼淑子 外二千七百九十二名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二六四号 昭和五十八年一月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 福岡市早良区原七ノ五ノ三 岩 道重夫 外五百九十四名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二六五号 昭和五十八年一月三十一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
請願者 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二六六号 昭和五十八年一月三十一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 北海道北見市田端町七ノ一九 桜田修一 外二百二十九名

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二六七号 昭和五十八年一月三十一日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県多久市北多久町高木川内 百武庄司 外二百九名

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二六八号 昭和五十八年一月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡粉河町荒見七四 一 宇田博美 外百四十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二六九号 昭和五十八年一月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 佐賀市八戸二ノ一ノ三八 小川 勝次 外九十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七〇号 昭和五十八年一月三十一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 北海道紋別郡遠軽町二条通北六

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七〇号 昭和五十八年一月三十一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 北海道紋別郡遠軽町二条通北六

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七一号 昭和五十八年一月三十一日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県唐津市和多田四、一七六ノ 九 福山政実 外二百二十九名

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二七二号 昭和五十八年一月三十一日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県東松浦郡北波多村岸山六 〇六ノ一三 上野茂樹 外二百九十九名

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二七三号 昭和五十八年一月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野市松代町五九五 大塚積 外二百三十一名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七四号 昭和五十八年一月三十一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 長野市川中島町今井八一六 北 沢武夫 外九十六名

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二七六号 昭和五十八年二月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 長野市みこと川九四 塚田住男 外千二百七十五名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七六号 昭和五十八年二月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 長野市みこと川九四 塚田住男 外千二百七十五名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七七号 昭和五十八年二月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 佐賀県多久市北多久町自由ヶ丘 松尾洋 外九十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七八号 昭和五十八年二月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市北河原政キノ一七 九ノ四三 桜木敏弘 外六百三十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七九号 昭和五十八年二月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 富山市五穀一、三五〇ノ一二二 出口武幸 外百三十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八〇号 昭和五十八年二月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野県飯山市飯山一、九七三ノ二 〇 田中浩 外百四十四名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八一号 昭和五十八年二月一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 東京都品川区西品川一ノ二八ノ 八 菅原一晃 外二百八名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八一号 昭和五十八年二月一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 東京都品川区西品川一ノ二八ノ 八 菅原一晃 外二百八名

第二八二号 昭和五十八年二月一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 北海道北見市山下町三丁目 井
上正 外百六十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二八三号 昭和五十八年二月一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 長野県南佐久郡白田町白田 井
出定夫 外百八十九名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二八四号 昭和五十八年二月一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 長野市篠ノ井御幣川一、一二四
丸山靖 外二百九十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二八五号 昭和五十八年二月一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 北海道旭川市末広東一条二丁目
山崎裕 外六十二名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二八六号 昭和五十八年二月一日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県杵島郡山内町宮野三五〇
神宮久芳 外三百九十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二八七号 昭和五十八年二月一日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県唐津市相賀五九 渡辺孝
外百四十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二八八号 昭和五十八年二月一日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県武雄市朝日町廿久 奥隆
博 外百九名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二八九号 昭和五十八年二月一日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 佐賀県唐津市和多田四、一八九ノ
五 江川昭次 外二百六十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二九〇号 昭和五十八年二月一日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 秋田県仙北郡六郷町六郷小安門
五九ノ三 高橋真砂 外百十名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二九二号 昭和五十八年二月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都目黒区八雲三ノ七ノ一一
清水常吉 外八十一名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二九四号 昭和五十八年二月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 富山市緑町二ノ五ノ九 島野幸
夫 外百四十九名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二九五号 昭和五十八年二月一日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 北海道名寄市緑丘六二 大田治
雄 外四十六名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二九六号 昭和五十八年二月一日受理
国民のための行政改革に関する請願
請願者 秋田県大館市泉八ノ四七 安達
千鶴子 外二百四十名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第二九九号 昭和五十八年二月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県津市一身田町大古曾二九
四ノ一 川村章 外二百八十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇一号 昭和五十八年二月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都世田谷区桜上水一ノ八ノ
一〇 山本紀子 外六十二名

第三〇二号 昭和五十八年二月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 佐賀県藤津郡嬉野町一位原 北
村敏彦 外九十一名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇三号 昭和五十八年二月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 富山県魚津市本江二、五一三 広
田邦雄 外百四十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇四号 昭和五十八年二月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 山口県岩国市川西一ノ二二 池
元啓朗 外五十五名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇五号 昭和五十八年二月二日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 広島県佐伯郡五日市町楽々園五
ノ九ノ一三ノ四〇一 秋中照義
外百六十二名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三〇六号 昭和五十八年二月二日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願
請願者 北海道紋別市南が丘町五ノ五ノ
六 加川征群 外二百十八名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 愛媛県松山市空港通一ノ一一ノ
二二 梶原サワエ 外百六十五名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三〇八号 昭和五十八年二月二日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 北海道旭川市緑が丘四条三丁目
鎌田長実 外九十四名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三〇九号 昭和五十八年二月二日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡江北町山口三、四七
二 山口吉信 外百三十九名
紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第三一〇号 昭和五十八年二月二日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀県唐津市妙見町七、〇四五
田中かおる 外百七十九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第三一一号 昭和五十八年二月二日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀県多久市北多久町岸川 北
川直子 外二百十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

田義之 外二百七十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第三一三号 昭和五十八年二月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県津市一身田町一六七ノR
2ノ一七 土井敏彦 外二百八十
九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一二号 昭和五十八年二月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県佐波郡境町百一七四ノ
一 歌代忠雄 外百四十四名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一三三号 昭和五十八年二月二日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 横浜市緑区長津田町一、六一六
依田和雄 外八十六名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三一四号 昭和五十八年二月二日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡嬉野町下宿甲四、〇
三〇 池田幸一 外三百十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第三一八号 昭和五十八年二月三日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡嬉野町温泉一区
武藤実 外百七十九名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第三二九号 昭和五十八年二月三日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 横浜市緑区榎が丘三〇ノ二牛
久保光春 外七十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三三〇号 昭和五十八年二月三日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 北海道江別市野幌若葉町二九ノ
一八 小野義幸 外百十六名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三二一号 昭和五十八年二月三日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町水口五三三
水上敏恵 外百八十名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三三三号 昭和五十八年二月三日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 長野県茅野市玉川九二七ノ三五
堀内政文 外二百八十四名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三三四号 昭和五十八年二月三日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 長野市松代町清野一、五七八 宮
川昭夫 外八十七名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三三五号 昭和五十八年二月三日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀市池六鹿町一〇ノ四 山下
博孝 外二百四十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第三三六号 昭和五十八年二月三日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 千葉県長生郡長南町千手堂一四
一 古谷岩夫 外三千七百九十七
名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三七号 昭和五十八年二月三日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 山口県長門市東深川二〇六 松
永義夫 外三百四十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三八号 昭和五十八年二月三日受理
国家公務員法の争議行為全面一律禁止規定削除等
に関する請願

請願者 三重県松阪市桂瀬町六三三ノ四
松岡輝生 外百五十六名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三三九号 昭和五十八年二月三日受理
国民のための行政改革に関する請願

請願者 佐賀県多久市北多久町立山 貞
松倉次 外二百四十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第三四二号 昭和五十八年二月三日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 川崎市川崎区榎町三ノ一ノ五一

一 岡松八千代 外四十九名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

昭和五十八年二月十九日印刷

昭和五十八年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局